参考資料

旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定の想定

令和７年８月

目次

１．旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定に向けたスケジュール

２．（再掲）旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定にかかる適合基準日

３．（再掲）制度改正に伴う標準仕様書改定に係る考え方

４．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

５．（再掲）標準仕様書想定案の取扱い・周知

1．旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定に向けたスケジュール

標準仕様書改定スケジュール

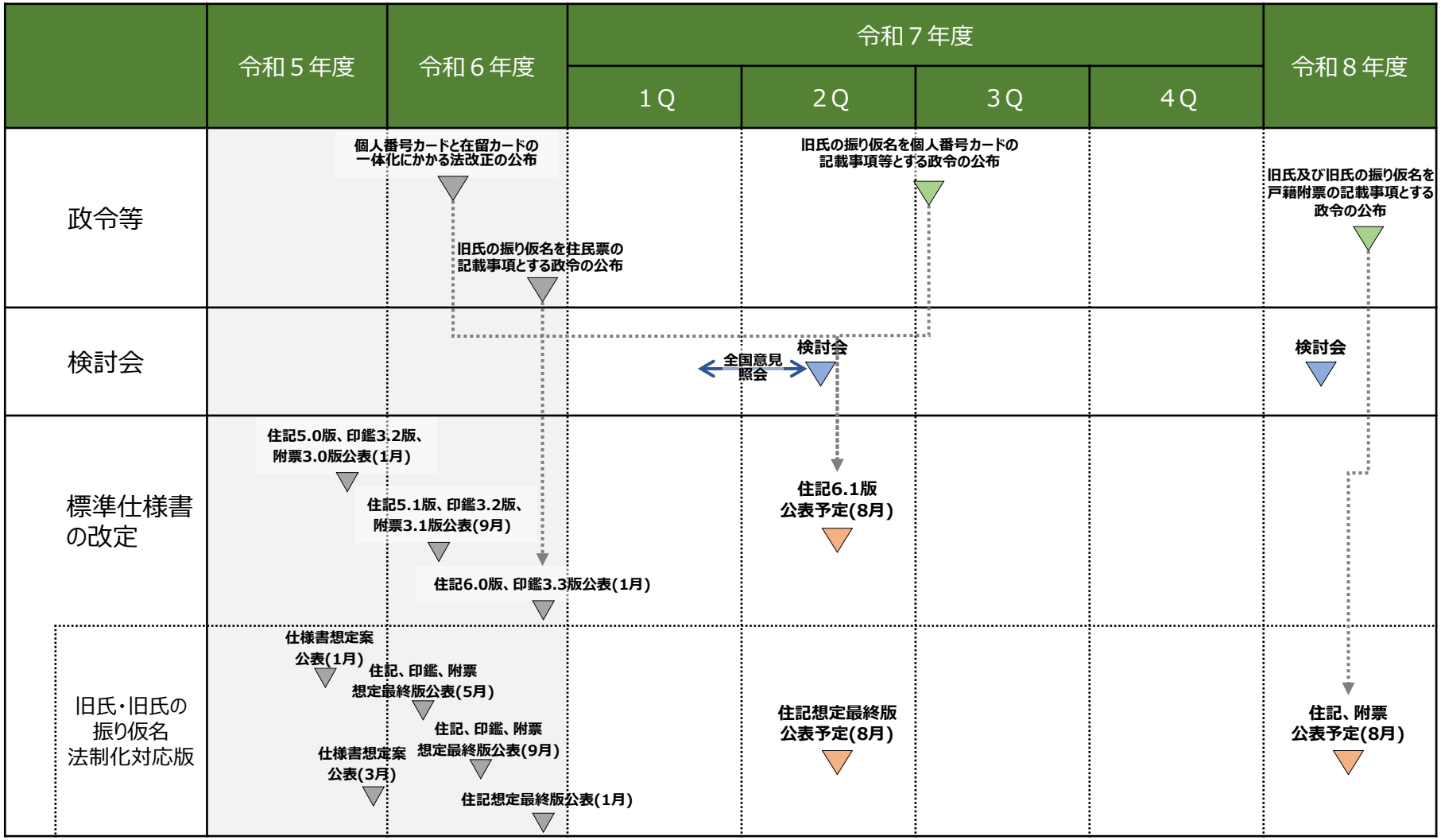

※政令の公布時期によって修正反映・公表時期は前後する場合があります。

２．（再掲）旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定にかかる適合基準日

■ 旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定内容の適合基準日は以下といたします。

デジタル庁にて示された方針

「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」
２．標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針の改定イメージ）

標準仕様書機能要件の改定ルールについて
１～５．（略）
６．改定内容の適合基準日を明示すること。

本改定内容の適合基準日

各仕様書に係る実装必須機能に係る改定内容の適合基準日は下記のとおり。

- **住民記録システム標準仕様書**
  →原則、**令和８年４月１日**
  ただし、旧氏及び旧氏の振り仮名に係る法第19条1項通知に関する機能（7.1.1.1 CSへの自動送信）については**旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日（現時点で令和９年度第１四半期を想定）**
- **印鑑登録システム標準仕様書**
  →**令和８年４月１日**
- **戸籍附票システム標準仕様書**
  →**旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日（現時点で令和９年度第１四半期を想定）**

※ 標準準拠システムの利用有無に関わらず、住民記録システムにおいては、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日以降は旧氏の振り仮名の管理等が必要となる点に留意すること。

３．（再掲）制度改正に伴う標準仕様書改定に係る考え方（基本方針等の取扱い）

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年12月閣議決定）抄

第５ 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第５条第２項第４号）

5.1.2 機能標準化基準の変更

○ 制度所管省庁は、当該制度改正に伴う標準準拠システムの改修について**施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、**制度改正が行われてから機能標準化基準の変更を検討するのではなく、**制度改正の検討と同時に、機能標準化基準の変更を検討する。**

標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について（令和５年９月関係省庁会議）抄

１．標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、**原則として適合基準日の１年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定**する。

ただし、制度改正等の事情により、適合基準日の１年前までの標準仕様書の改定が困難な場合については、制度改正等の検討段階から、以下の（１）～（３）の対応を行うこと。

（１）制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないよう、広く開発事業者等に影響を確認すること。

（２）標準仕様書の改定内容を検討会等で、地方公共団体及び開発事業者と検討すること。

（３）検討した内容を標準仕様書の改定案として公開すること。

２．移行支援期間（令和７年度まで）における標準仕様書の改定への対応については、令和７年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和８年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和８年度以降に適合基準日を設定することとする。

３．標準仕様書の改定は、原則として、８月３１日又は１月３１日に行うものとする。

４．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

前回掲載時より一部修正※1

■ 今後公布が予定される「旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍附票の記載事項とする政令」による住民記録・戸籍附票システム標準仕様書における修正対象及び内容、仕様書への反映・公表時期については、以下のとおりです。

住民記録・戸籍附票システム標準仕様書修正想定

対象箇所		各標準仕様書修正想定内容	修正反映・公表予定時期※2	適合基準日※2
住民記録システム	1.1.7　旧氏・通称	• 戸籍の附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載後における国外転入時の住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載にかかる取扱いを考え方・理由に追加	令和８年８月	令和９年度第１四半期
	7.1.1.1　CSへの自動送信	• 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載・変更・消除時における戸籍の附票記載事項通知の自動送信機能を追加		
	20.0.3　異動履歴の記載	• 国外転入時における旧氏及び旧氏の振り仮名記載にかかる異動履歴の記載に関する留意事項を追加		
戸籍附票システム	1.1.1　戸籍の附票データの管理 2.1.3　基本検索	• 管理項目として旧氏及び旧氏の振り仮名を追加 ※検索対象項目や支援措置対象者管理項目等にも追加		
	1.1.6　旧氏 1.1.16　振り仮名	• 住民票への記載や国外転出者の請求に基づき、戸籍の附票への「旧氏」等の記載等を行う機能を追加		
	1.2.2　異動事由	• 旧氏及び旧氏の振り仮名に関する異動事由の考え方を明記		
	5.3　振り仮名 20.0.2　各項目の記載	• 戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の取扱いに関する記載を追加		
	20.1.1　戸籍の附票の写し	• 戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の記載事項として扱う旨を追加		
	1.2.1　異動履歴の管理	• 異動履歴の管理項目に対する「請求日」の追加		

※1 「旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令」による修正内容等については令和７年８月にて反映予定のため、当該スライドから削除しております。
※2 現段階では、政令の公布・施行時期が未確定のため、修正反映・公表時期・適合基準日は前後する場合があります。

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 住民記録システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	**旧氏の振り仮名の記載・変更を行う機能を追加** • 戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載している国外転出者が国内転入する際に、転入の届出により住民票にも記載する必要があることを明記。	**1.1.7 旧氏・通称** **【実装必須機能】** 請求に基づき、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載、変更及び削除ができること。 申出に基づき、通称の記載及び削除ができること。 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏及び旧氏の振り仮名又は通称を取り込むことができること。 **【考え方・理由】** 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、旧氏の記載は請求に基づき、当該旧氏を引き続き記載するもので、国外転出時に記載していた旧氏を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。ただし、旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とした住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日以降、国外からの転入時に戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されている場合は、転入の届出により当該旧氏及び旧氏の振り仮名を転入市区町村の住民票に記載する必要がある。

※R7年1月に公表した仕様書における修正内容は、黒字化の上再掲。

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 住民記録システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	**戸籍の附票記載事項通知の自動送信機能を追加** • **旧氏及び旧氏の振り仮名**の記載・変更・消除時における**戸籍の附票記載事項通知の自動送信機能を追加**。	**7.1.1.1 CSへの自動送信** **【実装必須機能】** 転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書」の電文仕様に基づき、各電文がCSに自動送信されること（4.1.3.0.4（特例転入を利用した転出）、4.1.3.1.1（転入通知の受理）、4.2.1.1（住所設定・未届転入）、7.1.1.4（カード管理システム連携）、9.7（住所一括変更）参照）。送付先情報については、印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること。 （中略） その他、以下について実行できること。 （中略） ・転入等、職権記載等、転出（国外転出）、職権消除等、転居、職権修正等、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載・変更・消除、住民票コード変更請求及び出生・帰化による住民票コードの職権記載時の戸籍の附票記載事項通知の自動送信（＝デジタル手続法の施行に伴う対応。初期突合開始日に送信対象となる。）ができること （後略）

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 住民記録システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	**旧氏の振り仮名の住民票への記載に伴う異動履歴の記載を追加** • 国外転入において、附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されていない場合は国内転入時に**「請求」**、記載されている場合は**「転入の届出」**となることを明記	**20.0.3 異動履歴の記載** **【実装必須機能】** 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票記載事項証明書（世帯連記式でないものに限る。）及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 （中略） なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名によって、法第７条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合及び旧氏の振り仮名が住民票の記載事項として住民票に初めて記載される場合、便宜上自治体が保持している公証前の振り仮名の修正ではなく、新たに振り仮名を記載したものとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名及び旧氏の振り仮名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に住民票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。 （中略） （記載例）請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合 【異動履歴】 令和７年８月１日請求（令和７年８月１日異動（旧氏の記載）） 異動項目：旧氏の振り仮名 異 動 前：【空欄】 異 動 後：スズキ 留意事項： **【考え方・理由】** （中略） 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について、国外転入する際、転入時に戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されていない場合は請求となり、記載されている場合は転入の届出となることに留意すること。

※R7年1月に公表した仕様書における修正内容は、黒字化の上再掲。

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
1	**「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」の記載事項等への追加** • 政令改正に伴い、戸籍の附票の記載事項として、旧氏及び旧氏の振り仮名を管理する。 • その他の項目についても、氏名の振り仮名と同様に旧氏及び旧氏の振り仮名を追加する。	**1.1.1 戸籍の附票データの管理** **【実装必須機能】** 戸籍の附票に記載されている者（消除となった者も含む。）について、以下の項目を管理すること。 （中略） 【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の２第１項関係）】 ・氏名 ・氏名の振り仮名（1.1.165参照） ・旧氏（1.1.6参照） ・旧氏の振り仮名（1.1.16参照） （後略） **【考え方・理由】** （前略） ~~現在、「旧氏」及び「旧氏のフリガナ」を戸籍の附票の記載事項とすることについて、検討を進めており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。~~ **2.1.3 基本検索** **【実装必須機能】** 氏名・旧氏・氏名及び旧氏の振り仮名・生年月日（西暦・和暦）・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、消除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 （中略） 異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、氏名及び旧氏の振り仮名、氏名の振り仮名、住所、住所コード、方書、住民票コード及び本籍については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。 （後略）

※仕様書の一部を抜粋したものであり、その他箇所においても同様に旧氏及び旧氏の振り仮名の追加を実施。

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
2	**住民票への記載や国外転出者の請求に基づき、戸籍の附票への「旧氏」等の記載等を行う機能を追加** • 法第７条の記載事項として住民票に記載されている旧氏や国外転出者の請求に基づく旧氏の記載、変更及び削除を実施できる機能を追加する。 • 戸籍附票の事務においては、これまで旧氏及び旧氏の振り仮名は管理しておらず、施行日をもって初めて旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されることとなるため、「旧氏の振り仮名公証フラグ」は不要である。	**1.1.6　旧氏** **【実装必須機能】** 法第17条第８号に定める旧氏を記載できること。 住民票で旧氏の変更又は削除がされた場合、戸籍の附票においても変更又は削除ができること。 国外転出者の請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。 **【考え方・理由】** 国外転出をしても、引き続き個人番号カードが使用できるようになるが、戸籍の附票の記載事項が個人番号カードの記載事項の基となることから、国外転出者が所有するカード券面に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、戸籍の附票の記載事項として旧氏が追加された。 旧氏を戸籍の附票にも記載することとし、変更及び削除についても同様とすること。 また、国外転出者においては、住民票が消除され、住民票での旧氏の管理はできなくなるが、戸籍の附票において引き続き管理する。国外転出者は、本籍地市区町村に、旧氏記載の請求等ができることとなる。 **1.1.165　振り仮名** **【実装必須機能】** 氏名については、氏名の振り仮名及び氏名の振り仮名公証フラグ（当該振り仮名が法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載されているかどうかを示すフラグ）を管理すること。 また、旧氏については、旧氏の振り仮名を管理すること。 氏名及び旧氏の振り仮名については、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。 氏名及び旧氏の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。 **【考え方・理由】** 氏名及び旧氏の振り仮名が、~~戸籍における法令上の記載事項とされ、~~法第17条各号における戸籍の附票の記載事項とされた。 （中略） 旧氏の振り仮名については、住民記録システムにおいて、「旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令の一部改正により、法第７条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の施行日から１年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を届け出ることができることから、旧氏の振り仮名が公証され、法第７条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フラグ」が必要となる。」としているところ、戸籍の附票においては、これまで旧氏の振り仮名を管理しておらず、戸籍の附票への旧氏の振り仮名の記載の施行日に初めて記載されることになるため、旧氏の振り仮名について、事実上管理されていた振り仮名と戸籍の附票の記載事項としての振り仮名を区別するための「旧氏の振り仮名公証フラグ」は不要となる。

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
3	**旧氏及び旧氏の振り仮名に関する異動事由の考え方を明記** • 法第７条の記載事項として**住民票に記載されている旧氏の記載等を戸籍の附票に対して行う場合には「職権修正等」**の異動事由が該当し、**国外転出者の請求に基づき旧氏の記載等を行う場合は「その他職権修正」**の異動事由が該当することから、考え方・理由に対して一部記載を追加する。	**1.2.2 異動事由** **【実装必須機能】** （前略） 異動事由は、以下のとおり区分すること。 〇記載の事由（略） 〇消除の事由（略） 〇修正の事由 ・戸籍届出等による修正 ・転入等 ・転出 ・転居 ・職権修正等（住民票における職権記載・消除・修正等を指す。） ・誤記修正 ・その他職権修正 ・異動の取消し（修正） **【考え方・理由】** （前略） また、修正の事由の「職権修正等」については、住基ネット回線を通じて連携される住民記録システムにおける住民票に対する「職権記載等」、「職権消除等」、「職権修正等」、「住民票コードの変更請求」、~~及び~~「住民票コードの職権記載等」、「旧氏の記載」、「旧氏の変更」及び「旧氏の削除」がマッピングされる異動事由を指す。戸籍附票システムにおける職権修正は「その他職権修正」とし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名の変更や国外転出者からの旧氏及び旧氏の振り仮名の請求等に伴う職権修正は「その他職権修正」に含まれる。

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
4	**戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の取扱いに関する記載を追加** • 戸籍の附票の写し等において、法第17条の記載事項として**戸籍の附票に記載された旧氏及び旧氏の振り仮名をそれぞれの欄に記載する**旨を追加する。 • 旧氏及び旧氏の振り仮名が記載事項とされていない場合については、**欄を設けずに上詰めとする**旨を記載する。	**5.3 振り仮名** **【実装必須機能】** 戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票部分証明（行政証明）、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書において、それぞれの氏名及び旧氏の振り仮名欄（在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書については、氏名の振り仮名欄のみ）に、法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載された氏名及び旧氏の振り仮名をカタカナで記載する。 （後略） **【実装不可機能】** 戸籍の附票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票の除票の写し（全部証明・個人証明）、戸籍の附票部分証明（行政証明）、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書の氏名及び旧氏の振り仮名欄以外の項目に、氏名及び旧氏の振り仮名を記載できること。 **20.0.2 各項目の記載** **【実装必須機能】** （前略） 記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：国内在住者における「在外選挙人名簿登録市区町村名」、デジタル手続法第９号施行日前に消除となった者における「性別」、「生年月日」、デジタル手続法第10号施行日前に消除となった者における「住民票コード」、~~及び~~法第17条に基づく記載事項として戸籍の附票に記載されていない「氏名の振り仮名」、旧氏を記載していない者の「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」 等）については、項目名及び項目内容を記載せず、上詰めして表示すること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書（20.2.2参照）において記載すべきものがない項目については上詰めせず＊と表示すること。

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
5	**戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の記載事項として扱う旨を追加** • 戸籍の附票の写し等において、法第17条の記載事項として**戸籍の附票に記載された旧氏及び旧氏の振り仮名**を追加する。	**20.1.1 戸籍の附票の写し** **【実装必須機能】** （前略） 戸籍の附票の写しに記載する項目は以下のとおりとすること。 ・戸籍の表示（本籍・筆頭者） ・氏名 ・氏名の振り仮名 ・旧氏 ・旧氏の振り仮名 （後略） **20.1.1 戸籍の附票の写し（帳票レイアウト）** 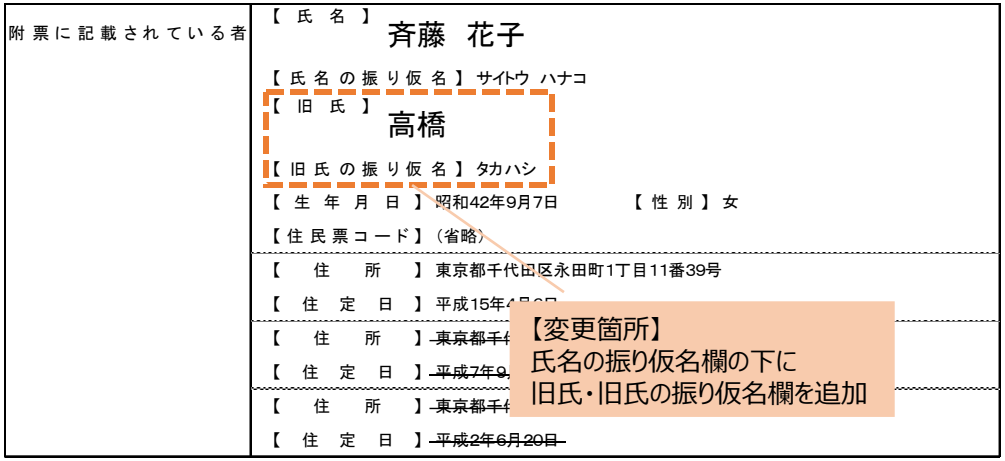

4．（再掲）政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容

凡例 紫字下線 ：令和8年8月以降 追加想定
橙字取消線：令和8年8月以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について以下に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
6	**異動履歴の管理項目に対する「請求日」の追加** • 国外転出者による旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等の請求が想定されることから、**異動履歴として管理する項目に「請求日」を追加**する。 • 20.0.4においては、請求日が入る場合を想定して例示に追記をする。	**1.2.1 異動履歴の管理** **【実装必須機能】** 1.1.1（戸籍の附票データの管理）に規定する異動履歴は、以下の項目を管理すること。 ・異動者（4.0.1参照） ・異動事由として管理する項目（1.2.2参照） ・異動日（4.0.2参照） ・処理日（4.0.2参照） ・請求日（国外転出者による請求に基づく旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等を行う場合に限る。） ・入力場所（1.3.1参照） ・入力端末（1.3.1参照） **20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載** **【実装必須機能】** （前略） ■異動履歴 氏名：｛対象者名｝ ｛異動日｝異動（｛異動事由｝）（｛処理日「職権」／請求日「請求」｝） 異動項目：｛異動項目｝ 異動前：｛異動前データ｝ 異動後：｛異動後データ｝

5．（再掲）標準仕様書想定案の取扱い・周知

- **予見可能性及び開発・導入環境を確保する観点から、制度が確定（政令公布）した場合を前提に、標準仕様書を想定案として、既存の確定した標準仕様書とは別に公表する。**今後、想定どおりに**制度が確定（政令公布）した場合等に、速やかに検討会を経て、今回の想定案を標準仕様書として確定させる予定。**
- 総務省ホームページにおいて、既に決定している標準仕様書の掲載とは別に、**制度が確定（政令公布）するまでの間は「旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書（想定最終版）」の特設ページを設置し、想定案を公表。**
- 想定案や想定案の位置付け、今後の見通しを含めて**自治体及び事業者へ丁寧に周知を行っていく。**

（総務省ホームページ）　※現在の掲載状況